

# シモキタ行政訴訟、 和解勧告へ

## 和解！？



東京地裁、増田裁判長「話し合いの道を探りたい」

10月30日にシモキタ行政訴訟の第37回口頭弁論が東京地裁で開催、この訴訟を担当している増田稔裁判長は、和解勧告を行う姿勢を示しました。これは行政訴訟としては異例なことです。

この日の弁論では冒頭、7月17日に新たに提訴された補助54号線一期事業認可延長取消と小田急線連立事業の事業延期無効確認訴訟が9年前に提訴された本訴に併合されるにあたって、原告弁護士団が意見を陳述。裁判長はこれを受け「新事件を併合したので、さらに審理は必要であるが、実質的な争点は共通なので、従前の事件での主張立証を踏まて、話

合いによる解決が可能であるならば、道を探りたい」と発言しました。

原告市民側 「生きた街を守るため、協力はやぶさかではない」

被告行政側 「スケジュール感を持ち話し合い解決に向け裁判所の指導を」

この裁判所の提案に対し、原告弁護団の斎藤暁弁護士は「言うべきことは多々あるが、記録の上から判然としている。現実には北沢という生きた街があるわけだから、住民や日本の国民が納得できる方向で事案が解決するとなれば、協力はやぶさかではない」と返答。

被告国の代理人は「国は話し合いの場に

# 038

2015.11.20  
まもれシモキタ！  
行政訴訟の会

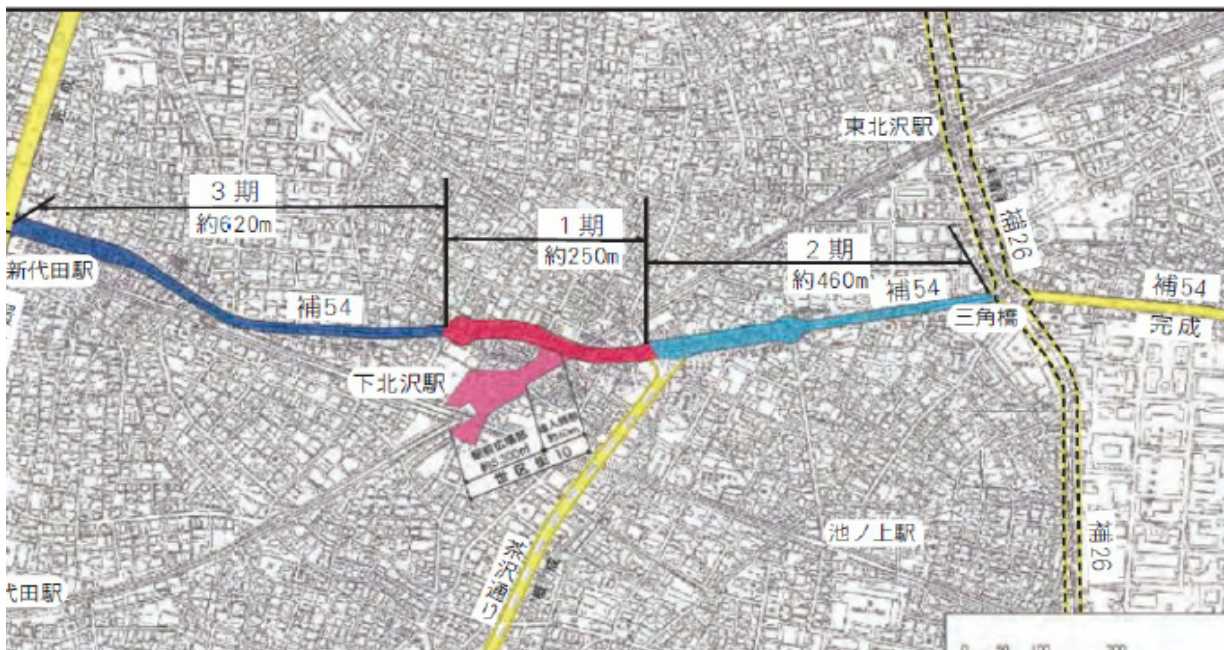
〒155-0031  
世田谷区北沢 2-9-19  
植松第一ビル 201  
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015  
FAX: 03-5452-2016  
URL:  
www.shimokita-action.net

## 目次

1 シモキタ行政訴訟、和解勧告へ

3 「第3回北沢デザイン会議」が露呈した民主主義の本質を揺るがす致命的な矛盾



は直接関与することは「ない」としながら、一方で憲法事案の解決の例を引き合いに出し「早期終結を考え、裁判所主導で、スケジュール感を持ち話し合いの解決を指導していただきたい」と述べ、東京都の代理人も「裁判所の示した所見に基づき早期審理をお願いしたい」と答えました。参加人である世田谷区の代理人もこれに追隨する姿勢を示しています。

裁判の事案は小田急線連立事業の事業認可権者が国、幹線道路補助54号線と駅前広場（区画街路10号線）の事業認可権者と連立事業の事業主体は東京都、補助54号線の事業主体は世田谷区であるという関係にあります。従って「国は話し合いに直接関与することは「ない」といっても、事業者である東京都や世田谷区と原告市民が合意すれば、話し合いによる解決は可能で、この法廷での原告被告双方

の対応は、裁判所の提案を受け入れる姿勢を示したことになりません。

9年にわたる裁判において、原告側は道路計画や小田急線連立事業の違憲性・違法性、国が決めた連立事業制度からの逸脱の違法性を厳しく追及してきました。とりわけ、都市計画幹線道路補助54号線の旧都市計画法下の都市計画決定の違憲や違法、昭和39年複々線連立事業決定の虚構・虚偽の指摘、連立事業と切り離しての「上部利用計画」の違法性の指摘に対して、国も東京都も世田谷区もまともな反論を用意できないまま、裁判は推移し、連立事業・道路事業とも事業は延期、さらに延期に対しても新たな裁判が提起され、事件は併合されるに至っています。

**行政側が犯した深刻な違憲・違法事態が「和解勧告」を促進**

今回裁判所が行政訴

訟事案に対して異例の「話し合い」を勧める背景には、小田急線連立事業としての下北沢開発や道路事業に、行政側の大きな瑕疵や違法性、ひいては違憲の重大性を認識しているからにほかなりません。

私たち「まもれシモキタ！行政訴訟の会」としては、都市計画など各界の専門家の協力を得てプロジェクトを立ち上げ、下北沢のあるべき姿や道路問題の解決をめぐる提言をまとめ、「納得できる解決策」を探りながら和戦両用の構えで臨む決意をかためています。

**保坂展人世田谷区長の「見直し発言」も影響**

一方、世田谷区長は4月の選挙戦で補助54号線の2期3期事業の凍結を検討する「下北沢まちづくりビジョン」を表明し、大きく報道されたうえで圧勝。当選後の「見直し」発言も、裁判所に大きな影響を与えてい

ます。

これを機に下北沢のまちづくりの在り方、さらに「北沢デザイン会議」の議論も、補助54号線の建設の是非も俎上とする本質的なものへ更新していくべきです。

次回裁判は2月15日午後3時半より103号法廷となりました。次回期日までに裁判所は原告被告双方と意見を交換しながら、「話し合いによる解決」に向けて道を探るとしており、増田稔裁判長の英断や見識、行政側の動向が注目されています。

**土建国家を本格的に問う 「まもれシモキタ！行政訴訟」**

10月30日の裁判所の実質上の和解勧告は、下北沢の小田急線連立事業を背景とした道路と街の開発事業に大きな一石を投じているといえますが、このことは日本の都市計画行政の在り方自体を厳しく問い詰めてきた結果で

す。

下北沢の連続立体交差事業を具体的にみると、法律や国の定めた制度にも逸脱した違法行為を繰り返してきたと言わざるを得ません。

特に旧都市計画法は、旧憲法下の「防空計画」を基本に持つ法律です。それを昭和44年まで必要な是正措置もとらず温存してきた。内閣の承認を必要とする旧法の規定に違反し決定した補助54号線計画は、「戦時特例」が存続していたから合法だとすること、憲法違反なので

「まもれシモキタ！行政訴訟」は、9年間裁判を戦い、未だ一審の判決が下されていない状況にあります。これは戦後日本「土建国家」の本質を問う訴訟であり、対象としてきたテーマは、下北沢の補助54号線の是非のみならず、連続立体交差事業における都市施設及び街のマスタープランに関わるものだけ

らです。これまで根本問題を後回しにしてきた以上、その反省の上で「新しいグラウンドデザイン」の模索が必要

です。今回の和解への動きが、戦後置き去りにしてきた問題を解決し、日本の民主主義の大きな一里塚となることを願ってやみません。

\*今回、裁判所から和解の提案が出されるほど、行政を追い込んできた詳細については「まもれシモキタ！行政訴訟の会」ホームページ (<http://www.stop54.sakura.ne.jp/archive.html>) を参照ください。

通信37号の3頁目の4段目の小見出し「総務局」は「訟務局」の間違いでした。申し訳ありません。

# 「第3回北沢デザイン会議」が露呈した 民主主義の本質を揺るがす致命的な矛盾

さる11月7日、世田谷区の主催による北沢タウンホールで「第3回北沢デザイン会議」が行なわれました。しかし今回の会議は、無惨にも現在下北沢で進められているまちづくりの致命的な矛盾を露呈するものとなってしまいました。

### 計画全体のビジョン無しに進む先は

### “破壊と混沌のまちづくり”！ 今こそ「新たなグラン ドデザイン」を！

世田谷区は「北沢デザイン会議」で東北沢、下北沢、世田谷代田の3駅に連なる小田急線の上部空間の整備や周辺のまちづくりのデザインの指標として「北沢デザインガイド」を作成、配布しています。

しかし実際には、小田急と行政が事業を行なうエリアを棲み分けしており、両者の整合性を図ることなく計画が進んでいます。例えば今回の会議では、下北沢駅の西側に小田急が駐車場を作ろうとして

いることが明らかになりましたが、イメージの映像が示されるだけで、どれくらい規模の駐車場で、出入りの際の車の導線はどのようになるのか、といった情報は提示されず、

区の職員も「小田急の事業なので詳細は分からない」という答しかできないという醜態をさらしています。

「歩行者優先の街、下北沢」というキーワードは、私たちのみならず行政もしばしば使ってきました。それを前提にするなら、行政と民間で事業の棲み分けをするにしても、街全体で車の流れをどうコントロールするか、というビジョンを共有するのが必要になるのは、極めて当然の

ことです。

ところが世田谷区と小田急電鉄は、13年11月21日に共同記者会見を行なってから後、ゾーニングと称して事業エリアの棲み分けを行ない、小田急の事業部分については世田谷区が説明責任すら放棄する事態が続いています。そもそも都市計画におけるゾーニングという言葉は、用途地域制をはじめとする地域地区によって土地利用の面的規制を示すもので、こうした文脈で使うこと事態も不適切です。

かつて98年には、下北沢街づくり懇談会が、「下北沢街づくりブランドデザイン」を作成して、区に提言しましたが、これは小田

つなぐデザイン  
つながるまちづくり



北沢デザインガイド  
Total Design Guide Book

急線の地下化の計画が明らかになっていなかった時期のものでした。

私たち“まもれシモキタ！行政訴訟の会”は、そうした先人の努力に敬意を表しつつも、すでに地下化が実現した現状に立脚した「新しいブランドデザイン」の必要を提言します。

下北沢駅の東側で高さ4mもの擁壁が民家の視野を遮り、深刻な問題となったのも、トータルなビジョン無き事業の棲み分けから生じた矛盾のひとつの現れに過ぎません。このまま双方の事業が進んでいけば、連続立体交差事業は、多くの税

区長は徹底的に  
指導せよ！！

世田谷区の広報によると「北沢デザイン会議」は、「小田急沿線の街の未来を考える場、どなたでも自由に参加できる情報共有や意見交換の場」となっています。確かに区の主催により、街の在り方について話をする場があることは、もちろんそうした場が無いよりは良いことだと言えるでしょう。

金を投入する公共事業であるにも関わらず、小田急の事業地が事実上の治外法権と化し、次々と新たな問題が浮上して、“安心安全のまちづくり”どころか“破壊と混沌のまちづくり”が進んでいく危険性すらあります。

この危機を回避するためには、「北沢デザインガイド」のように行政だけに適用されるデザインではなく、世田谷区と小田急が共に準拠する「新しいブランドデザイン」の策定を、まず急務としなければなりません。

**議事録の作成を拒み  
民主主義を破壊する  
世田谷区職員を**

しかし現在の「北沢デザイン会議」の運営方法には、議事録を作成しないという致命的な欠陥があります。現在世田谷区が「北沢デザイン会議」の記録として配布しているのは、「北沢デザイン通信」に掲載されている報告の記述のみ。それよりも詳しい内容を知るためには、情報開示請求で世田谷区から記録音声を受け取らなければなりません。しかも一般の参加者のプライバシー保護という名目で、会議で発言し

する部分しか開示されないというまるで情報統制のような状況があり、これには世田谷区の職員の中にも訝しむ声があるほどです。

「第3回北沢デザイン会議」でも、こうした方々に疑問を持つ参加者から、議事録の作成を求める意見が出ました。しかしこれに対する世田谷区、北沢総合支所街づくり課（電話 03-5478-8031）の小柴直樹課長からの答は、「説明会ではないので作成しません。ご理解ください」という理解できないという理由不届極まりないもので、場内は一時唖然とした沈黙に包まれてしまいました。

「北沢デザイン会議」は、「誰でも参加できる自由な意見交換の場」であり、秘密会議などではありません。普段はなかなか気が付きにくい街の問題を知ってもらうために、勇気を出して発言する

一般の参加者の声が、記録にすら残されないというのでは、あまりにも無礼なことです。それだけでなく、会議を開催するための職員の労力、そのための世田谷区の貴重な予算も無駄に費やされることになりません。

「第3回北沢デザイン会議」に先立つ9月27日、下北沢アレイホールで開催された「SHIMOKITA VOICE」のシンポジウムで、保坂展人区長は「北沢デザイン会議」について、「議論を積み重ねる場を作っていることを評価して欲しい」という旨の発言をしています。確かに「北沢デザイン会議」の実施に至るまでには、水面下で様々な苦労があったであろうし、それを乗り越えてきたことには、私たちが敬意を払いたいと思います。

とはいうものの「北沢デザイン会議」の議事録を作成しないどころか、その理由すら明かさないう現状は、「北沢デザイン会

議」実現のための保坂区長の努力を汚すものでもありません。

「北沢デザイン会議」でのオープンな議論を積み重ねて、まちづくりを活かしていくためには、議事録の作成と公開は欠かせません。国会議員の時代から情報公開を大きなテーマとして尽力してきた保坂展人氏は、「情報公開で参加型区政をつくりたい」という公約を掲げ、世田谷区長に就任してからは、庁

議（政策会議）議事資料や基金運用実績を公開してきました。

私たち「まもれシモキタ行政訴訟の会」は、情報公開が民主主義のために必要であることを理解できない時代錯誤の職員に対して、区長が毅然とした指導力を発揮して、世田谷区の民主主義の発展に寄与し、暗闇に包まれた日本の政治状況に光を投げかける誇り高い礎となることを願っています。

## 北沢デザイン通信 第2号

～思いつながる、人つながる、街つながる～

「第2回北沢デザイン会議」を開催しました

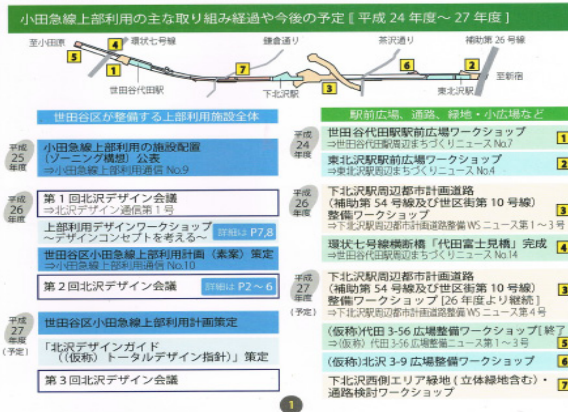
北沢デザイン通信では、小田急線沿線街づくりの情報共有・意見交換の場である「北沢デザイン会議」の報告を中心に、世田谷区が整備する小田急線上部利用施設の情報幅広くお知らせしています。

世田谷区では、平成25年度に「上部利用施設配置（ゾーニング構想）」の公表、平成26年度に「上部利用計画（案）」の策定、「北沢デザイン会議」と「上部利用デザインワークショップ」の開催など、世田谷区が整備する施設全体の計画を進めてきました。

平成27年度には引き続き施設における「上部利用計画」と「（仮称）トータルデザイン指針（※）」を策定するとともに、緑地・小広場などの個別施設について整備ワークショップを開催します。

本号では、平成26年度に開催した「第2回北沢デザイン会議」と「上部利用デザインワークショップ」について報告します。今後、個別施設のワークショップなどについては、それぞれのニュースでお知らせしていきます。

（※）平成27年8月現在、指針の名称を「北沢デザインガイド」としています。



## サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。サポーターの方々には1口5,000円/年（複数口歓迎）のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています（郵便口座 00120-2-594289 まもれシモキタ！行政訴訟の会まで）。

**サポーター参加と運営費のカンパ協力をお願いします！**

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当：堀江照彦  
TEL&FAX: 03-3467-6936 E-MAIL: HorieTeru@aol.com  
住所：〒155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

## 第38回 口頭弁論のお知らせ

日時：2月15日（月） 15：30～  
場所：東京地方裁判所 103号大法廷  
交通：東京メトロ丸の内線日比谷駅

千代田線 霞ヶ関駅 A1出口から徒歩1分  
有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓  
<http://www.shimokita-action.net/archive/>